

指 定 訪 問 看 護 （医療保険）

事 業 所

重要事項説明書



訪問看護ステーションてんじゅ

「指定訪問看護」重要事項説明書（医療保険）

◆◆ 目次 ◆◆

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について
2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
3. 事業の目的及び運営の方針
4. 事業所窓口の営業日及び営業時間
5. 事業所の職員体制
6. 提供するサービスの内容及び費用について
7. 緊急時及び事故発生時の対応方法
8. 秘密の保持
9. 重要事項説明の年月日

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 天寿会
代表者氏名	網田 隆次
本社所在地	大阪府堺市美原区平尾 1 9 3 8 番地 1
法人設立年月日	平成元年 2 月 15 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	訪問看護ステーション てんじゅ
介護保険指定 事業者番号	大阪府堺市指定 2766690040
事業所所在地	大阪府堺市美原区さつき野東 1 丁目 5 番 1
連絡先	TEL : 072-363-5501 FAX : 072-363-5502
事業所の通常の 事業の実施地域	堺市・富田林市・羽曳野市・松原市・大阪狭山市

3 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、居宅において日常生活を営むために適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者と密接な連携のもと、在宅療養が継続できるよう支援する。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図る。

4 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日
営 業 時 間	9 時 00 分から 18 時 00 分
サービス提供時間	8 時 00 分から 19 時 00 分

5 事業所の職員体制

管 理 者	芳賀 綾子
-------	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。	常 勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画書を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者に説明し、同意を得ることとします。又、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行います。	常 勤 3 名

	8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 3 名

6 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急・やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他、利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いいただいています。

上記、所定の利用料等を、事業者が利用月の翌月 20 日頃に届ける請求書により、利用者指定口座からの自動振替により、翌月指定日までに支払うものとします。なお、事業者は利用者から料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

（特段の事由により、口座引き落としが困難な場合は、別途、現金にて集金いたします）

1 訪問看護基本療養費（1 日につき）

項目			利用料
基本療養費	訪問看護基本療養費（Ⅰ） ※ 1	週 3 日目まで	5550 円
		週 4 日目以降	7550 円
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） ※ 2（同一日に 3 人以上）	週 3 日目まで	2780 円
		週 4 日目以降	3280 円
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）※ 3		8500 円
	訪問看護管理療養費	月の初日	7670 円
		2 日以降	2500 円

※ 1 一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費。

※ 2 同一建物に居住する複数の利用者へ、同一日に訪問看護指示書および特別訪問看護指示書に基づき、サービスを提供した場合の療養費。

※ 3 入院中に、主治医より在宅療養に備えて一時的な外泊をみとめられたものに対して、サービスを行った場合に、入院中 1 回（厚生労働大臣が定める疾病等においては 2 回）に限り算定。

2 訪問看護療養費の加算について

項目		利用料
難病等複数回訪問加算 1 日につき ※ 4	1 日に 2 回で同一建物 (1) 1 人：4500 円 (2) 2 人：4500 円 (3) 3 人以上：4000 円	1 日に 3 回以上同一建物 (1) 1 人：8000 円 (2) 2 人：8000 円 (3) 3 人以上：7200 円
緊急訪問看護加算 月 14 日目まで		2650 円
月 15 日目以降		2000 円
長時間訪問看護加算 週に 1 回 ※ 5		5200 円

乳幼児（3歳未満）加算又は 幼児加算（3歳以上6歳未満）1日につき		500 円
複数名訪問看護加算 ※6 同一建物内（人数）	他の看護師 1 人	4500 円
	他の看護師 2 人	4500 円
	他の看護師 3 人以上	3800 円
24 時間対応体制加算（1ヶ月につき）※7		6520 円
夜間・早朝訪問看護加算 夜間（18 時～22 時） 早朝（6 時～8 時）		2100 円
深夜訪問看護加算 深夜（22 時～6 時）		4200 円
特別管理加算（1ヶ月につき）	I ※8	5000 円
	II ※9	2500 円
退院時共同指導加算 （1 回がん末期等は 2 回） ※10		6000 円
特別管理指導加算		2000 円
退院支援指導加算 ※11		6000 円
在宅患者連携指導加算 ※12		3000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※13		2000 円
訪問看護ターミナルケア療養費 ※14		25000 円
訪問看護情報提供療養費 ※15		1500 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算 ※16		50 円

※4 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、必要に応じて、1 日 2 回または 3 回以上の訪問が必要な場合

※5 人工呼吸器を使用している状態等にある利用者に対して、1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合

- ※ 6 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、利用者または家族等の同意を得て、看護職員が同時に他の看護師等とサービスの提供を行う場合
- ※ 7 利用者・家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合に常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制にある場合、また、利用者の同意を得られた場合
- ※ 8 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- ※ 9 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅人工呼吸指導管理 を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定状態
- ※ 10 主治医の所属する保険医療機関や介護老人保健施設に入院・入所中の方が退院・退所するにあたり、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合
- ※ 11 厚生労働大臣が定める疾病等・厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合
- ※ 12 医療機関・歯科・薬局との連携による指導等を行った場合
- ※ 13 主治医の求めにより介護支援専門員と共同で利用者宅に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合
- ※ 14 死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者およびその家族に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合
- ※ 15 利用者の同意を得て、訪問看護ステーションから保健センターなどへ、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を文書で提供した場合
- ※ 16 地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

7 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因をみとめられる損害賠償については速やかに対応します。

8 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は秘密を保持します。従業員の退職後も、在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、ご利用者様負担額

曜日	訪問時間帯	サービス内容	利用料	ご利用者様 負担額
月				
火				
水				
木				
金				
土				
日				
1週当たりの利用料、利用者負担額 (見積もり) 合計額				

交通費やキャンセル料は、発生しません。

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。

実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

お支払い額の目安	
----------	--

9 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印